

経済産業省

平成 22・11・29 原院第 5 号
平成 22 年 11 月 30 日

島根県知事 溝口 善兵衛 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭

要請に対する回答について

平成 22 年 10 月 19 日付け消防第 1035 号「島根原子力発電所の保守管理の不備等について」をもって要請のありました件については、以下のとおり回答します。

1. について

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）島根原子力発電所に対しては、引き続き特別な管理下に置き、特別な保安検査を継続して実施することとする。同検査においては、中国電力が策定し実施している保守管理不備等に対する再発防止対策の実施状況及び定着状況を厳格に確認するとともに、第 1 号機の点検周期を超過していた機器に対し点検計画に基づく点検が適切に行われているかを確認する。また、第 2 号機の運転再開に係る作業・操作に対しても、安全確認を実施する。

保守管理の不備等の問題が再発することがないように、中国電力に対して指導・監督を厳格に行うこととする。

2. について

中国電力に対しては、安全管理体制に問題が生じないように保安検査等により監督をしていくこととする。仮に問題が生じた場合には、その事案の程度に応じ迅速かつ厳格な対応を行うこととする。

3. について

御提案の意見交換の場が今後設置される場合には、これに参画し、特別な保安検査による確認結果等の当院の規制活動の実施状況について説明を行っていきたい。

4. について

特別な保安検査による確認結果等の当院の規制活動の実施状況については、報道発表、ホームページ掲載、各種の説明の機会等を通じて、積極的にかつ分かりやすく情報提供を行うこととする。